

新潟市土木工事共通仕様書

令和8年4月

新 潟 市

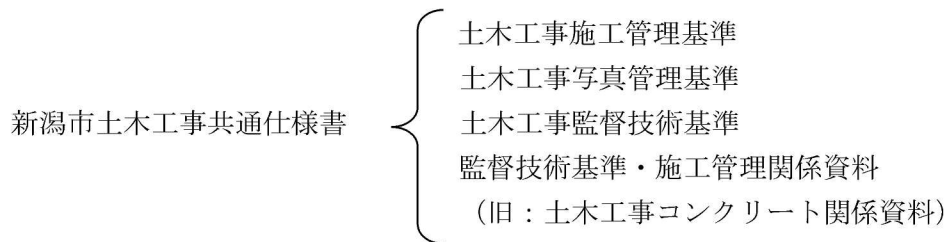
1. 適用

「新潟市土木工事共通仕様書」は、新潟県土木工事標準仕様書その1（令和8年1月）「新潟県土木工事標準仕様書」を準用する。

なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

2. 構成

「新潟市土木工事共通仕様書」は、以下の構成となっている。



3. 改訂履歴

平成20年3月31日まで「新潟県土木部標準仕様書」を準用

平成20年4月1日制定

平成22年4月1日一部改正

平成22年9月1日一部改正

平成24年6月1日一部改正

平成26年3月30日全部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年3月1日全部改正

平成30年4月1日全部改定「新潟県土木工事標準仕様書」を準用

平成30年12月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

令和6年4月1日一部改定

令和7年4月1日一部改定

令和8年4月1日一部改定

4. 読み替え表

新潟市土木工事共通仕様書において、語句を下記のように読み替えるものとする。

| 掲載箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|--------------|--|--|
| 仕様書内共通 | 新潟県 | 新潟市 |
| 仕様書内共通 | 標準仕様書 | 共通仕様書 |
| 仕様書内共通 | 建設工事請負基準約款 | 工事請負契約約款 |
| 仕様書内共通 | 検査職員 | 検査員 |
| 仕様書内共通 | 交通誘導員 | 交通誘導警備員 |
| 1-1-1-1.2 | 「土木工事監督要綱」及び「土木工事検査要綱」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。） | 「請負工事の監督及び検査に関する規程（昭和33年新潟市訓示第12号）」及び「新潟市請負工事検査要綱」（以下「監督検査規程」及び「検査要綱」という。） |
| 1-1-1-1.4 | 特記仕様書、図面、標準仕様書 | 特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書 |
| 1-1-1-2.1 | 建設工事請負基準約款とは、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という。）第78条に基づき、 | 工事請負契約約款とは、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号、以下「契約規則」という。）第50条の規定による新潟市契約規則の規定により、 |
| 1-1-1-2.2 | 建設工事執行規程とは、財務規則第225条に基づき新潟県が建設工事の執行に必要な手続等を規定したものをいう。（以下、この標準仕様書において「規程」という。） | ※1 |
| 1-1-1-2.3 | 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編1-1-1-7第1項の各号に規定した者を総称していう。 | 監督員とは、約款第10条第1項及び第3項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。 |
| 1-1-1-2.5 | 設計図書とは、設計書、図面、仕様書、質問回答書をいう。 | 設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。 |
| 1-1-1-2.9 | 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 | 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細、又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。 |
| 1-1-1-2.9~10 | ※2 | 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。 |
| 1-1-1-2.23 | 「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年6月26日付け技第647号） | 「デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）について（通知）」（平成30年3月28日付け新技第446号） |
| 1-1-1-2.33 | 検査職員とは、約款第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 | 検査員とは、監督検査規程第18条の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 |
| 1-1-1-2.34 | 臨時検査とは、約款第50条の規定に基づき、発注者が工事の途中において行う検査をいい、工事完成後では確認が困難となるなど、被覆される部分等について行い、請負代金の支払を伴うものではない。 | ※1 |
| 1-1-1-3.1 | 市販 | 市販・公開 |
| 1-1-1-4 | 約款第3条第1項 | 約款第4条第1項 |

| 掲載箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|-------------|---|---|
| 1-1-1-5.2 | <p>ウィークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とした、受発注者間の取組の総称をいう。</p> | <p>ウィークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」に努める。 ウィークリースタンスとは、原則として、以下に示す通りとする。 ①マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない） ②ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応（業務時間外の連絡を行わない等）を心がける） ③フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない） ④オーバーファイブ・ノーミーティング（午後5時以降にかかる打合せを行わない） ⑤イブニング・ノーリクエスト（終業間際、終業後に依頼を行わない）</p> |
| 1-1-1-6.1 | 簡易な工事 | |
| 1-1-1-8.1 | <p>当該工事における監督員の権限は、約款第10条第2項に規定する事項であり、同条第3項に基づく複数の監督員を置いた場合の各々の監督員の職務は次の各号に示すとおりとする。 (1) 総括監督員（当該業務を担当する工務課長等） 監督要綱第2条第1項第1号に示す業務 (2) 主任監督員（当該業務の設計者） 監督要綱第2条第1項第2号に示す業務</p> | <p>当該工事における監督員の権限は、約款第10条第2項に規定によるものとする。</p> |
| 1-1-1-11 | <p>受注者は、特記仕様書に講じに着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。</p> | <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、契約日から起算して5日以内に着手しなければならない。</p> |
| 1-1-1-16.3 | 諸経費動向調査 | 諸経費動向調査、施工合理化調査等 |
| 1-1-1-19 | 第19条第6項 | 第19条第5項 |
| 1-1-1-19 | 第21条第4項 | 第21条第3項 |
| 1-1-1-19 | 第22条 | 第22条第1項 |
| 1-1-1-19 | 第40条第2項 | 第42条第2項 |
| 1-1-1-20.4 | <p>受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める「新潟県土木部建設機械貸付規程」（昭和53年3月1日、県告示第405号）に基づいて処置しなければならない。</p> | ※1 |
| 1-1-1-22.11 | <p>受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了報告書」の提出をしなければならない。</p> | ※1 |
| 1-1-1-26 | 臨時検査 | 中間技術検査 |
| 1-1-1-27.2 | <p>受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時まで所定の様式により、監督員に提出することができる。</p> | <p>受注者は、工事成績評価の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了まで所定の様式により監督員に提出することができる。</p> |

| 掲載箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|--------------|---|---|
| 1-1-1-29 | <p>1-1-1-29 臨時検査</p> <p>1. 受注者は、約款第50条に基づき、発注者が必要と認め行う臨時検査を受けなければならない。</p> <p>2. 臨時検査対象工種は「土木工事検査要綱」によるものとする。</p> <p>3. 臨時検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>4. 臨時検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して臨時検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。</p> <p>5. 検査職員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査。</p> <p>6. 受注者は、当該臨時検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。</p> | <p>1-1-1-29 中間技術検査</p> <p>中間技術検査は、検査要綱第5条第1項第5号のとおり、適正かつ円滑な工事の施工に資するため、しゅん工検査を補完して施工途中に実施するものとする。</p> <p>実施にあたっては、中間技術検査実施要領に定められたとおりとする。</p> |
| 1-1-1-31.6~7 | ※2 | 受注者は、工事中に物件を発見、又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。 |
| 1-1-1-31.7 | 受注者は、新潟県が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。 | 受注者は、「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、また、「写真管理基準」により工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。 |
| 1-1-1-31.7 | なお、「土木工事施工管理基準」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。 | なお、「土木工事施工管理基準」及び「写真管理基準」に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。 |
| 1-1-1-35.19 | 直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。 | 応急処置を講ずるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。 |
| 1-1-1-41.4 | 「新潟県建設生産システム合理化指導要綱（令和4年4月1日）」に従うものとする。 | 「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。 |
| 1-1-1-41.5 | 道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月） | 道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）及び道路工事現場保安施設設置基準（平成20年10月） |
| 1-1-1-44.7 | 受注者は、地方公共団体、地域住民等 | 受注者は、国、地方公共団体、地域住民等 |
| 1-1-1-45.2 | 連絡 | 提出 |
| 1-1-1-48.3 | 乙 | 受注者 |
| 1-1-1-54 | 道路施設台帳の作成 | ※1 |

| 掲載箇所 | 読み替え前 | 読み替え後 |
|--|---------|---|
| 第1編共通編第1章総則における主な追加事項 1-1-1-26~1-1-1-27 | ※2 | 工事完成図書の納品 1. 受注者は、工事完成図書として次の書類を監督員に提出しなければならない。 (1) 発注図面（変更図面を含む） (2) 特記仕様書 (3) 工事打合せ簿 (4) 施工計画書 (5) 完成図面 (6) 工事写真 (7) 出来形、品質管理資料 (8) その他 |
| 10-1-3-2(8) | 埋設標識テープ | 下水道管明示シート |

※1 新潟市土木工事共通仕様書では適用しない。

※2 新潟市土木工事共通仕様書では追加する。